6　前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項の規定の適用に係る外国関係会社の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外国関係会社の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けるときは、当該内国法人に係る外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7　第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」とする。

第六十六条の八第四項第一号中「又は部分課税対象金額」を「、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に、「に対応する部分の金額として政令で定める」を「及び当該内国法人と当該外国法人との間の実質支配関係（同条第二項第五号に規定する実質支配関係をいう。次号及び第十一項第二号において同じ。）の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した」に改め、同項第二号中「又は部分課税対象金額」を「、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に、「に対応する部分の金額として政令で定める」を「及び当該内国法人と当該外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した」に改め、同条第六項第二号中「（次項」を「（同項」に、「。次項」を「。同項」に改め、同条第十一項第一号中「若しくは第四項」を「、第六項若しくは第八項」に改め、同項第二号イ及びロ中「又は部分課税対象金額」を「、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に、「に対応する部分の金額として政令で定める」を「及び当該内国法人と当該他の外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した」に改め、同条第十六項及び第十七項中「特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に改める。

第三章第七節の四第二款の款名中「特定外国法人」を「外国関係法人」に改める。

第六十六条の九の二の前の見出しを削り、同条第一項中「この項、次項及び第四項」を「この条」に、「保有する」を「有する」に、「この項及び第九項」を「この条」に、「本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係法人に該当するもの（以下この条及び次条において「特定外国法人」という。）」を「特定外国関係法人又は対象外国関係法人に該当するもの」に、「特定外国法人の」を「特定外国関係法人又は対象外国関係法人の一」に、「第四項において同じ。）、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利をいう。第四項」を「）を請求する権利をいう。第六項及び第八項」に、「（以下この款」を「（次条及び第六十六条の九の四」に改め、同条第二項第四号中「株式の数又は出資の」を「株式等の数又は」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「特定外国法人」を「特定外国関係法人又は対象外国関係法人」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　特定外国関係法人　次に掲げる外国関係法人をいう。

イ　次のいずれにも該当しない外国関係法人

(1)　その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係法人

(2)　その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、第六項及び第八項において「本店所在地国」という。）においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係法人

ロ　その総資産の額として政令で定める金額（ロにおいて「総資産額」という。）に対する第六項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係法人」として同号及び第八号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人にあっては、総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいずれか多い金額の割合）が百分の三十を超える外国関係法人（総資産額に対する有価証券（法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第六項において同じ。）、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係法人に限る。）

ハ　租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係法人

四　対象外国関係法人　次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）をいう。

イ　株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものでないこと。

ロ　その本店所在地国においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること並びにその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることのいずれにも該当すること。

ハ　各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1)　卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業　その事業を主として当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

(2)　(1)に掲げる事業以外の事業　その事業を主としてその本店所在地国（当該本店所在地国に係る水域で第六十六条の六第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定めるものを含む。）において行っている場合として政令で定める場合

第六十六条の九の二第二項に次の二号を加える。

七　部分対象外国関係法人　第四号イからハまでに掲げる要件の全てに該当する外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）をいう。

八　外国金融関係法人　その本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。）又は保険業を行う部分対象外国関係法人でその本店所在地国においてその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。）又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの及びこれに準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係法人をいう。

第六十六条の九の二第三項を次のように改める。

3　国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係法人が前項第三号イ(1)又は(2)に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イ(1)又は(2)に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項（同号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外国関係法人は同号イ(1)又は(2)に該当しないものと推定する。